

## 議案第 33 号

### 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和 48 年朝霞市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「以下「被保険者等」という。」を削り、「被扶養者」の次に「（以下「被保険者等」という。）」を加え、同項第 1 号ア中「支給」の次に「（以下「援護」という。）」を加え、同号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、又は受けることとなる者であって、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所しているもの

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項第 2 号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条又は第 30 条の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給」を「援護」に改め、同項中第 11 号を第 13 号とし、第 3 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 市から援護を受け、又は受けることとなる者であって、市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所しているもの

(4) 市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 他の都道府県又は市区町村が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年2月21日提出

朝霞市長 富岡 勝則